

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 5月20日

名古屋地方裁判所民事第2部

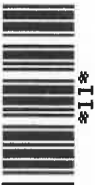
裁判所書記官 小久保 由希江

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 6月 4日から 令和 7年 6月11日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 6月18日 午前 9時30分 場 所 名古屋地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 7月 2日 午前10時30分 場 所 名古屋地方裁判所民事第2部
特別売却 実施期間	令和 7年 6月25日 午前 9時00分から 令和 7年 6月25日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 5月20日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	17,680,000 14,144,000	一括	3,536,000	89,861	25,840
1	7,720,000				
2	9,960,000				



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|---------------------|-------------|--|
| 1 | 所 在 | 名古屋市緑区清水山二丁目 | | |
| | 地 番 | 1301番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 257.80平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 名古屋市緑区清水山二丁目 1301番地 | | |
| | 家屋 番号 | 1301番 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 | | |
| | 床 面 積 | 1階 | 60.03平方メートル | |
| | | 2階 | 47.20平方メートル | |



物 件 明 細 書

令和 7年 4月11日

名古屋地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 小久保 由希江

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

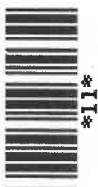
なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 名古屋市緑区清水山二丁目 | | |
| | 地 番 | 1 3 0 1 番 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 5 7 . 8 0 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 名古屋市緑区清水山二丁目 1 3 0 1 番地 | | |
| | 家屋 番号 | 1 3 0 1 番 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 0 . 0 3 平方メートル | |
| | | 2 階 | 4 7 . 2 0 平方メートル | |



令和 7 年(ㄱ)第 22 号

令和 7 年 2 月 26 日受理

令和 7 年 3 月 28 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所

執行官 大 澤 雅 人

物 件 目 録

1 所 在 名古屋市緑区清水山二丁目

地 番 1301番

地 目 宅地

地 積 257.80平方メートル

共有者 持分6分の4

共有者 持分6分の2

2 所 在 名古屋市緑区清水山二丁目 1301番地

家屋 番号 1301番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 60.03平方メートル

2階 47.20平方メートル

共有者 持分2分の1

共有者 持分2分の1

(2 枚 目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼物件1土地及び物件2建物共 有者)	1 私とBが、物件2建物に住んでいました。 2 今は、転居していますので、空き家の状態で誰も住んでいません。 3 物件2建物には、雨漏り等の不具合等はないと思います。 4 物件2建物のリビングダイニングのインターホンのモニターの上 部及び廊下に穴が開いていますが、コンセントを取り外した跡だ と思います。 5 物件1土地上に設置してあるコンテナを改造した仮設事務所は、私 の事業のために利用していました。 仮設事務所は、今は利用していません。 コンテナを改造した仮設事務所なので、土台等で固定していません ので、クレーン等で持ち上げれば撤去できると思います。 6 物件1土地上に置いてある車両は、置いてあるだけで動きません。 7 お隣の方々と境界等のトラブルはありません。 8 室内でペットは飼育していませんでした。 9 室内で煙草は吸いませんでした。 10 物件2建物に住んでから、水害等はありませんでした。 11 物件1土地の南側隣地は大府市が管理している水路ということにな っていますが、水が流れているようには見えません。 物件1土地と大府市の水路との境界に敷いてある群青色のビニール シートは大府市が敷いたものだと思います。 大府市管理の南側隣地の水路上に置いてある脚立等の機材は、私の 事業のために使用していた動産類です。 12 近くに、東海道新幹線の線路がありますが、私は新幹線の通過音は 気になりませんでした。
■ C (Aが元取締役の法人 の破産管財人)	1 私はAが取締役で経営していた有限会社幸電社の破産管財人です。 2 物件1土地上にコンテナを改造した仮設事務所がありますが、同社 が事務所として使用しており、動産類が置いてあるのは承知してい ます。 3 破産管財人としては、仮設事務所内の動産類を搬出してコンテナを 撤去できればと考えていますが、費用の問題等もあり搬出するのは

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者との関係)	陳述内容等
	難しいと思います。 4 最終的には、物件1土地及び物件2建物を買受けた方に撤去処分は お願いせざるを得ないと思います。 また、物件1土地上に存在するコンテナを改造した仮設事務所につ いては、同社の占有を主張する等は考えていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 物件1土地及び物件2建物の状況は、土地建物配置図(概略)、建物間取図(概略)及び添付した写真のとおりである。
- 2 物件1土地は、平成21年11月7日処分、平成21年11月9日登記で土地区画整理法による換地処分が実施されており、北側及び西側の道路に接面した角地に位置している。
 地形は、ほぼ東西に間延びした地形になっており、南側の隣地との境界部分は湾曲した形状となっており、不整形な地形である(土地建物配置図(概略)参照)。
 物件1土地及び物件2建物所在地の周辺は区画されており、物件1土地及び物件2建物は区画整然とした住宅地の中に存在している。
- 3 物件1土地と北側道路及び西側道路とはほぼ等高に接しており、物件1土地の西側の道路は、北側から南側に下って傾斜して坂道となっている。
- 4 物件1土地南側の隣地は樹木及び雑草が繁茂した敷地となっており、隣地の樹木の枝及び雑草の一部が物件1土地に越境していると思われる。
 物件1土地と南側隣地の水路(大府市管理の無地番地で以下「水路」という)及び大府市管理の大府市共栄町1丁目2番の土地とは湾曲して接している。
 物件1土地が所在する区域は、区画整理実施済みの区域のため、物件1土地と水路との境界上には西側の道路部分に境界標が埋設されており、南側の湾曲した境界上には境界標が3カ所埋設されているのが見受けられた。
 また、物件1土地と水路との境界上の水路側には群青色のビニールシートが敷いてあるのが見られた。
 水路には、水が流れている様子は見受けられなかった。
 なお、評価人の調査及び大府市水緑公園課によると、物件1土地南側隣地の大府市共栄町1丁目2番の土地と合わせて、大府市が管理しているとのことである。
- 5 物件1土地の東側隣地(地番1302番)との境界には北側の道路部分に境界標が見受けられた。
- 6 物件1土地の東側隣地(地番1302番)の南側境界部分及び物件1土地の南側隣地の大府市共栄町1丁目2番の土地と物件1土地が交差する地点に境界標が埋設され、各隣地との境界は確認できるとと思われる。
 なお、物件1土地東側隣地(地番1302番)との境界上は、フェンスで区画されていることから境界は確認できるとと思われる。
- 7 物件1土地の西側道路(地番22番)に面している物件1土地の隅切り部分の両端に境界標が埋設されているのが見受けられ、道路境界も確認できる状況にあると思われる。
- 8 物件1土地西側の敷地上にコンテナを改造した仮設事務所(以下「仮設事務所」という)が設置されている。
 仮設事務所は、Aが経営していた会社の事務所として利用されていたが、現在は利用していないとのことである。
 仮設事務所内には、事業に使用していたと思料される機材等の動産類が置かれており、雨漏りの影響によると思われる損傷が見受けられ、天井の一部に相応の穴が開いていた。
 なお、当該コンテナは土台等で固定された状況ではなく、コンクリートが敷かれた敷地上にネジで固定した状態であると見受けられた。
 なお、Aが経営していた会社の破産管財人Cは、関係人の陳述等記載のとおり、仮設事務所について同社の占有を主張するつもりはないとのことである。
- 9 物件1土地の西側の敷地上に、簡易物置が設置されており、動産類が残置されているのが見受けられた。
 また、物件1土地西側の南側末端部にはナンバープレートが外された軽自動車が残置されており、車内には多数の動産類が存在した。
 Aによれば、残置されている軽自動車は駆動しないとのことである。
 なお、軽自動車の車体の一部が物件1土地の隣地の水路の東側に越境しているのが見受けられた(土地建物配置図(概略)参照)。
- 10 水路にはAが経営していた事業に使用していたと思われる脚立等の機材が置かれているのが見受けられた。

- 11 上記8乃至10記載の仮設事務所、簡易物置及び軽自動車の撤去処分と動産類の処理が必要になる場合には、買受人は相応の撤去費用及び処分費用を負担することになると思料される。
- 12 物件1土地にはカーポート及び支柱が存在する。
- 13 物件2建物はA及びBが居宅として使用していたと思われ、家財道具等の動産類はほとんど搬出されており、A及びBが空き家の状態で占有していると認めた。
- 14 物件2建物は、床の軋み及び雨漏りの影響等による不具合は外観上は見受けられなかったが、各部屋の壁及び天井のクロス、また、床面は経年劣化による汚損及び剥がれ等の損傷が見受けられた。
- 1 階リビングダイニングのインターホーンのモニターの上部の壁に穴が開いた状態になっていた。
- 1 階廊下及び2 階廊下のコンセントが設置されていたと思われる部分の壁もコンセントが外されて穴が開いた状態になっていた。
- 物件2建物1 階リビングダイニングの床のフローリングの一部が剥がれているのが見受けられた。
- 上記状況から、物件2建物を使用収益する場合に、買受人は相応の改修費用を負担することになると思われる。
- 15 物件2建物2 階洋室3 には屋根裏収納が設置されており、内部には何も存在しなかった。
- 16 物件1土地の南西側に東海道新幹線の線路が存在している。
- 17 占有関係は2 枚目記載のとおりである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年 2月27日(木) 9:10 - 9:20	名古屋法務局	登記記録事項証明書交付申請
R7年 3月 1日(土) 8:20 - 9:00	目的物件所在地	物件確認、占有状況調査(近隣住人聴取)、現況調査実施通知投函
R7年 3月 7日(金) 14:00 - 14:05	当庁(電話)	現況調査期日通知(A)
R7年 3月13日(木) 13:40 - 15:30	目的物件所在地	物件確認、立入調査、写真撮影(屋内外)、占有状況調査、土地概測、図面作成、評価人同行
R7年 3月17日(月) 9:00 - 9:10	名古屋法務局	公図・建物図面取得

(特記事項)

☒ 令和 7年 3月13日

目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日

目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

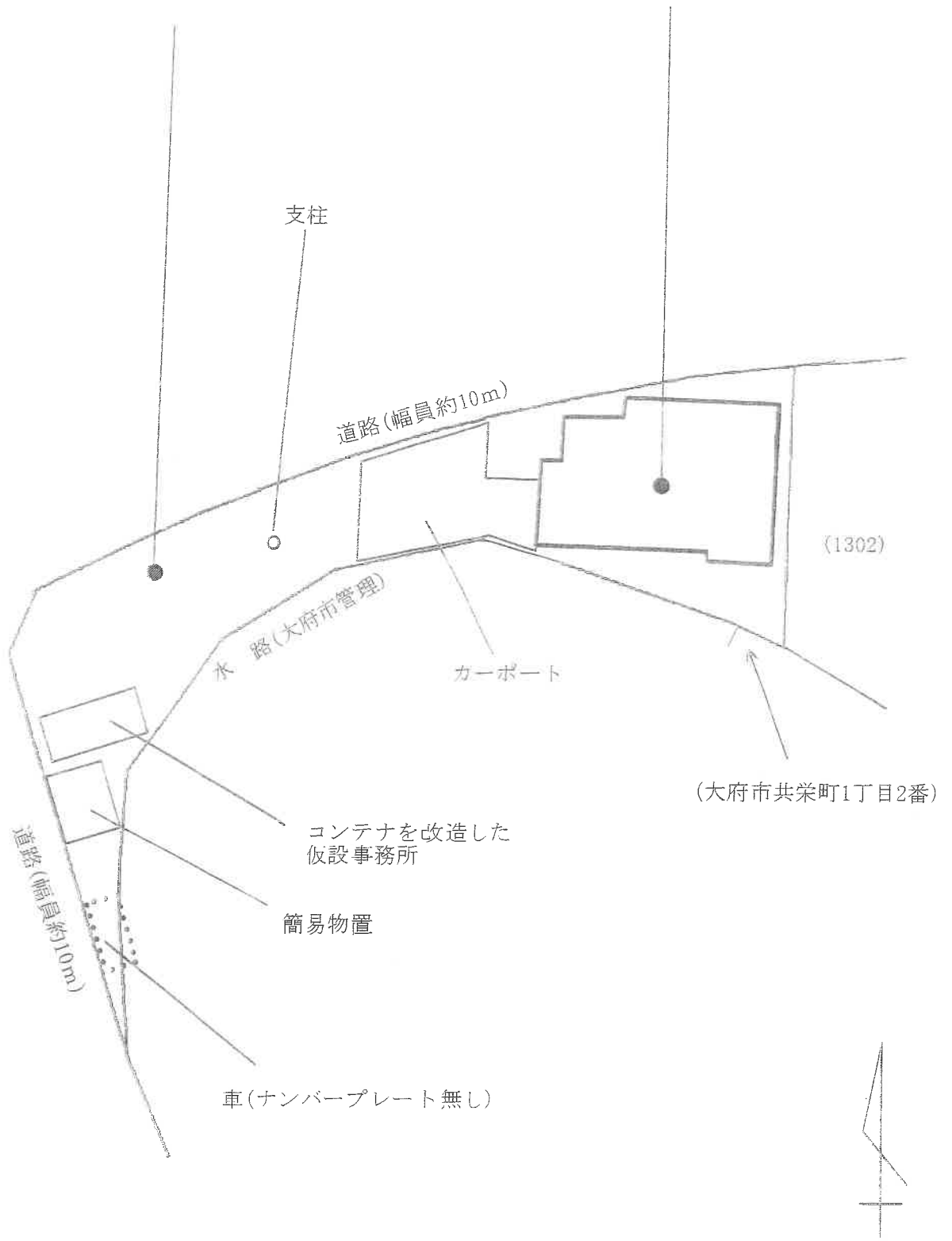
☐ 令和 年 月 日

目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。

土地建物配置図（概略）

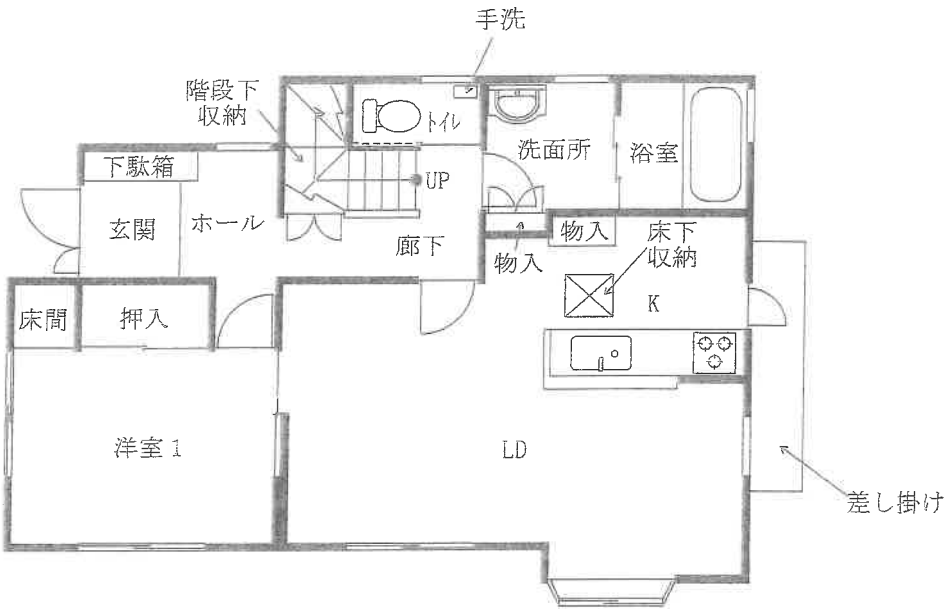
物件（１）土地
1301番

物件（２）建物
家屋番号：1301番

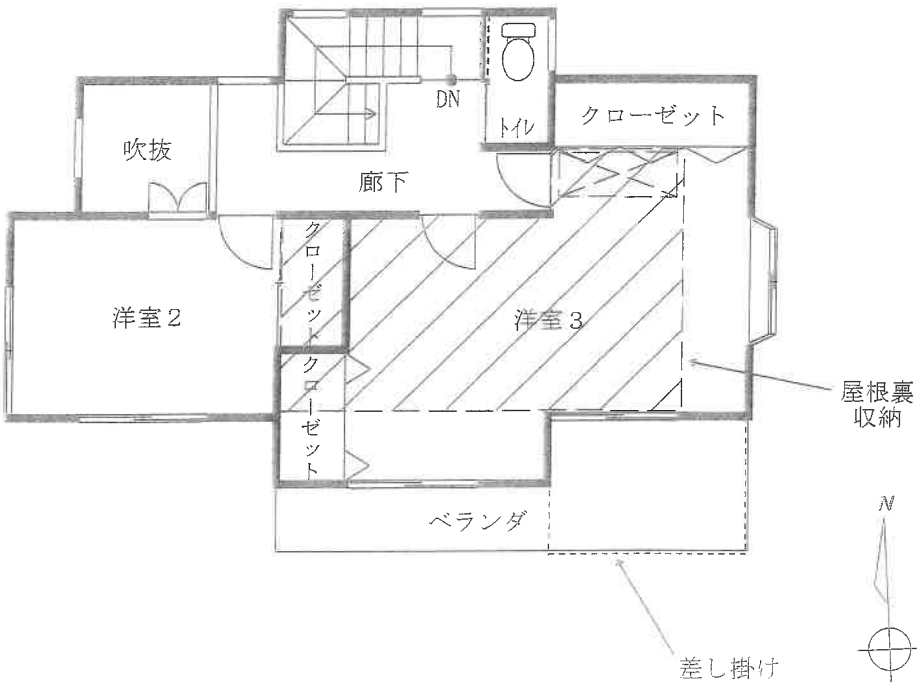


建物間取図（概略）

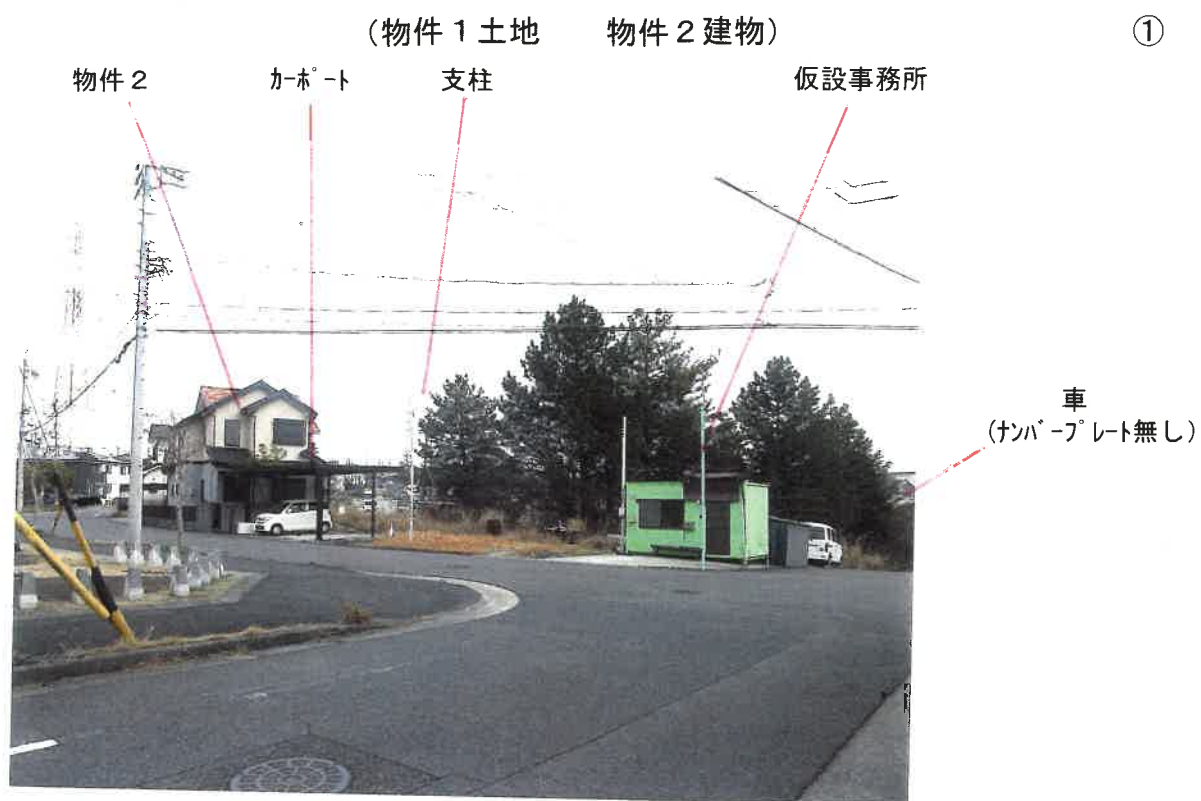
1 階



2 階



①



物件 1
屋外の状況

②



屋外の状況

③



床のフローリングが剥がれている状況

屋内の状況（1階 リビングダイニング）

④

壁面の穴



屋内の状況（1階 リビングダイニング）

（ 11 枚目）

⑤



屋内の状況（1階 キッチン）

⑥



屋外の状況（2階 洋室3）

（ 12 枚目）

令和7年（ケ）第22号
令和7年3月3日受理
令和7年3月13日現地調査
令和7年4月7日評価

名古屋地方裁判所民事第二部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長谷川 明子 印

第1 評価額

一括価格		
金 17,680,000 円		
内訳価格		
物件1(土地)	金 7,720,000 円	
物件2(建物)	金 9,960,000 円	

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 等 地 番 地 目 地 積	名古屋市緑区清水山二丁目 1301番 宅地 257.80m ²	同左
2	所 在 等 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	名古屋市緑区清水山二丁目 1301番地 1301番 居宅 木造瓦葺2階建 1階 60.03m ² 2階 47.20m ²	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR東海道本線「南大高」駅の南東方 道路距離 約1.5km 名古屋市営バス「竈池東」バス停の南西方 道路距離 約1.0km (附属資料No.1「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅を中心に共同住宅、公園等が見られる街区整備された住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 150% — 緑化地域、宅地造成工事規制区域、10m高度地区、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内(要安全配慮区域)
画 地 条 件	地 積 間 口 奥 行 形 状	257.80m ² 約35.6m 約4.5m～20m 不整形
接 面 道 路 の 状 況	北側現況幅員約10m舗装市道(清水山第39号線)、西側現況幅員約10m舗装市道(清水山第40号線)にそれぞれ概ね等高に接面。 上記道路は市道認定されており建築基準法第42条第1項第1号の道路である。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の敷地等として利用されている。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上 水 道 ガ ス 配 管 下 水 道	あり あり あり
土壌汚染の可能性の調査	昭和44年、55年頃の住宅地図等によると、従前の土地利用は未利用地等であり、平成13年10月頃に本件建物等の敷地となり、現在に至ると推定されるが確定できない。名古屋市公表資料で確認したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。汚染の原因となる物質を含むかは不明である。	
特 記 事 項	○ 敷地の中央部にカーポート及び支柱が設置されている。 ○ 敷地の南西側にコンテナを改造した仮設事務所、簡易物置が設置されている。 ○ 敷地の南西側に車(ナンバープレート無)が置かれており、車両の一部が隣接地(大府市管理の水路用地)上に跨っている。 ○ 名古屋市備え付けの内水氾濫ハザードマップによると浸水予想区域に該当する。 ○ 隣接不動産の状況は、東側一般住宅、西側道路を介して一般住宅、北側道路を介して公園、南側水路用地等である。 ○ 新幹線による騒音がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建築年月日（登記記載） 平成13年10月14日新築 経 過 年 数 約23年 経 済 的 残 存 耐 用 年 数 約7年
仕 様	構 造 木造 屋 根 瓦葺 外 壁 サイディング外 内 壁 ビニールクロス外 天 井 ビニールクロス外 床 クッションフロア外 設 備 上水道、都市ガス、下水道 そ の 他 ー
床 面 積（現 況）	登記事項証明書記載面積と同じく、1階60.03㎡、2階47.20㎡、合計107.23㎡である。
現 況 用 途 等	現 況 用 途 居宅 間 取 り 3LDK （附属資料No.6「建物間取図（概略）」のとおり）
品 等	普通
保守管理の状況	やや劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	○ 本件建物は、確認済証及び検査済証が交付されている。 ○ 現地調査の結果、主な不具合は以下の通りである。 LDKの床、台所のカウンター、壁に破損部分が見られる。 LDK、廊下、階段の壁に穴や損傷が見られる。 ○ 上記のほか、概ね使用や経年相当による内装等の汚れ、損傷、設備の劣化等が見られる。 ○ 洋室3から洋室2のクローゼットの部分に屋根裏収納が設置されている。 ○ LDK東側及びベランダに差し掛けが設置されている。 ○ 建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意が必要である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	138,000	0.71	257.80	0.90	22,730,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 名古屋緑-23

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 142,000 \text{ 円/㎡} & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 103 & = & 138,000 \text{ 円/㎡} \\ & & & & & & & & (\text{上三桁未満四捨五入}) \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位(北西向) 1.00

◇地域格差：街路条件、交通接近条件、環境条件、行政条件格差等を考慮して判定。

イ 個別格差：角地1.02×不整形0.70×面積大0.99=0.71

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物等の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費等に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	170,000	107.23	0.18	3,280,000

ウ 現価率：

$$\begin{aligned} \bullet \text{現価率} &= [\text{残価率 } 3\% + (1 - \text{残価率} 3\%) \times \{ \text{経済的残存耐用年数 } 7 \text{ 年} / (\text{経済的残存耐用年数} \\ &\quad 7 \text{ 年} + \text{経過年数 } 23 \text{ 年}) \}] \times (1 - \text{観察減価等 } 30\%) = 0.18 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	22,730,000	0.50	法定地上権	11,370,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格の判定

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減 価修正 (円) ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評 価 額 (円) $\{(ア \pm イ) - ウ\} \times エ \times オ$
1	22,730,000	－ 11,370,000		0.85	0.80	7,720,000
2	3,280,000	＋ 11,370,000	0	0.85	0.80	9,960,000
一括価格（合計）						17,680,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：コンテナを改造した仮設事務所や車等の撤去費用等の発生が見込まれることによる市場流通性の低下を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格(名古屋緑-23)

所 在：名古屋市緑区桶狭間清水山120番
価 格：142,000円／m²
位 置：JR東海道本線「南大高」駅の南東方道路距離約1.6km
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：198m²
供給処理施設：水道、ガス、下水
接 面 街 路：北西6m市道
用途指定等：第1種低層住居専用地域(建ぺい率40%，容積率80%)
地域の概要：戸建住宅を中心に共同住宅等も見られる住宅地域

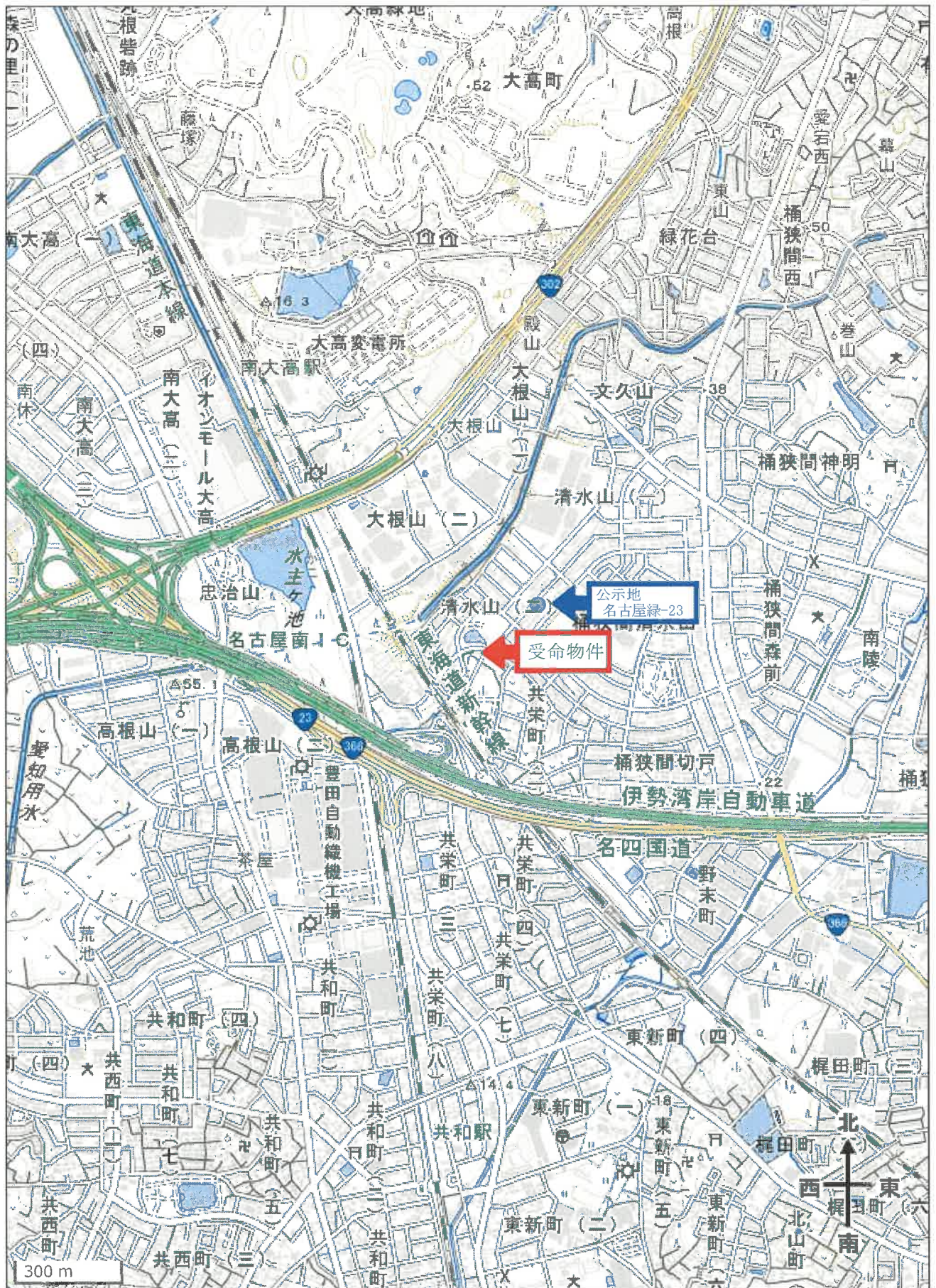
第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 付近案内図
- 3 公図写
- 4 土地建物配置図(概略)
- 5 各階平面図写
- 6 建物間取図(概略)
- 7 現況写真

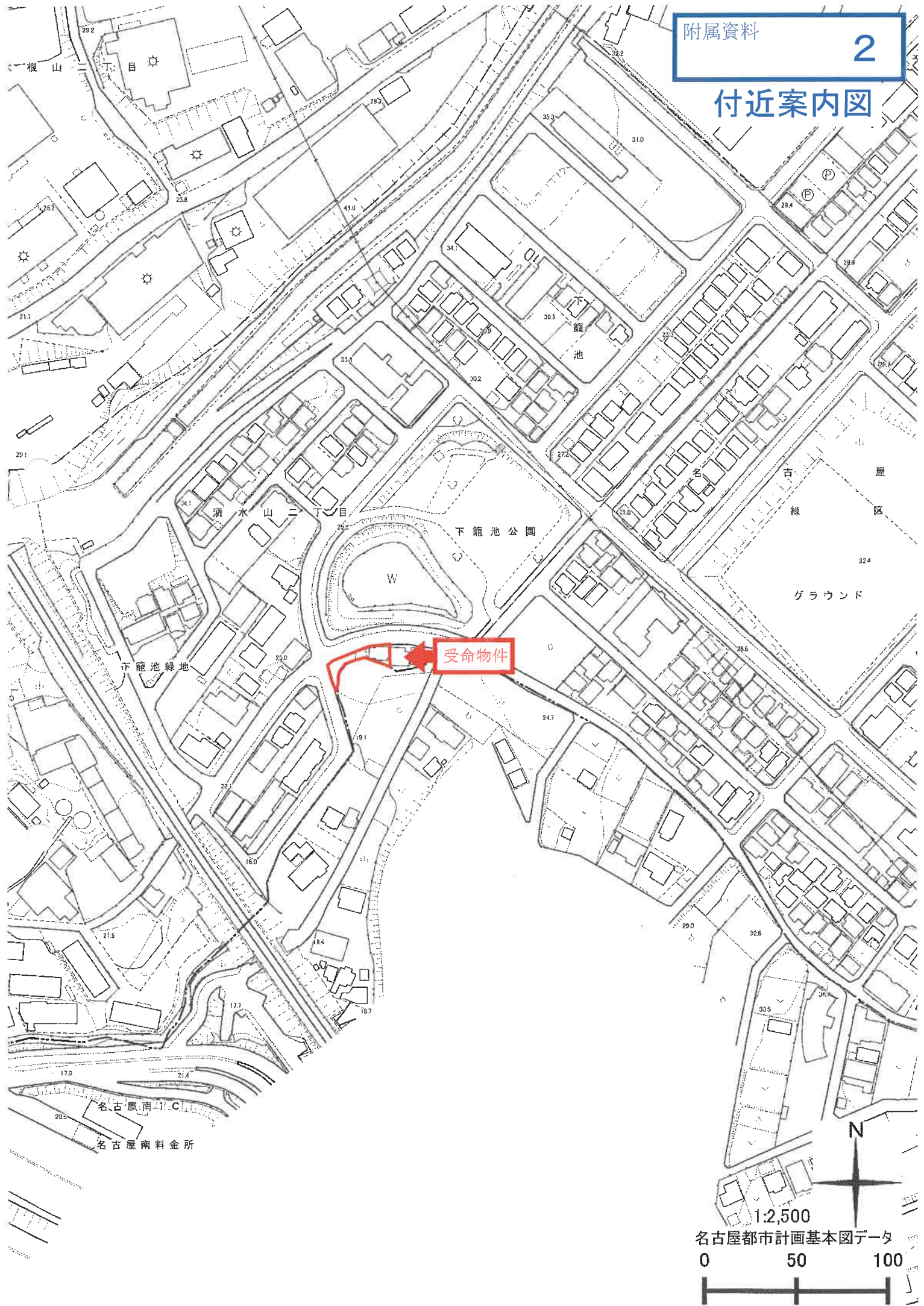
以 上

地理院地図
GSI Maps

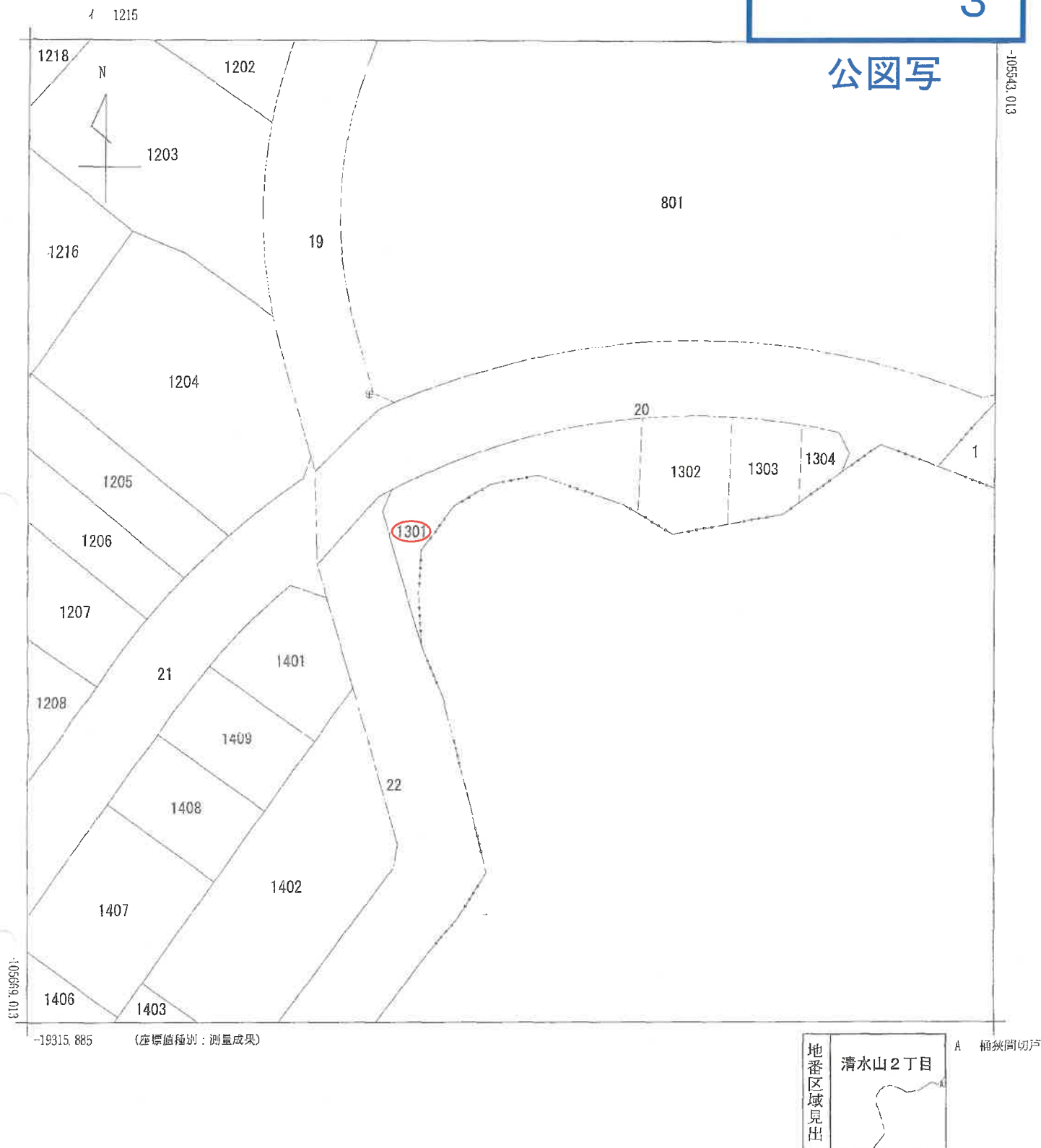
位置図



付近案内図



公図写



請求部	所在	名古屋市緑区清水山二丁目				地番	1301番			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅶ	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図	
作成年月日	平成21年11月7日			備付年月日(原図)	平成21年11月9日			補記事項		

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

(名古屋法務局熱田出張所管轄)

令和7年1月8日

福岡法務局

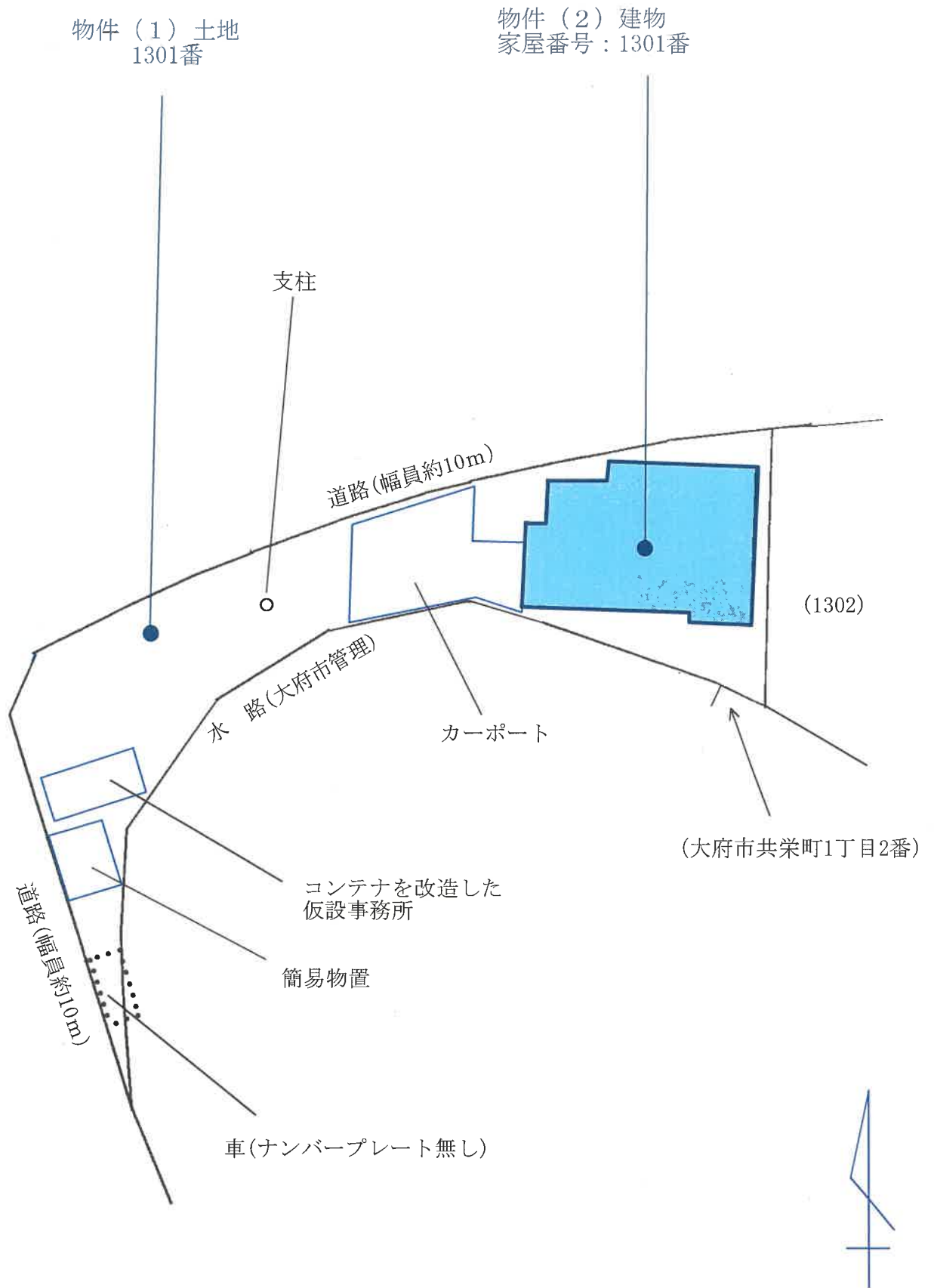
地図整理番号: M67325

登記官

(1/1)

※A4判に縮小

土地建物配置図(概略)

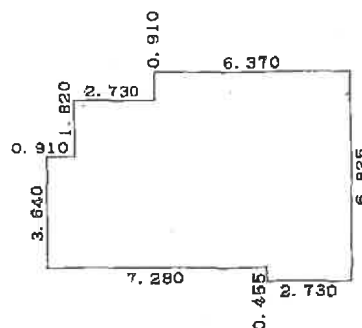


登記年月日：平成13年10月18日

6226747

各階平面図 各階平面図写

1 階

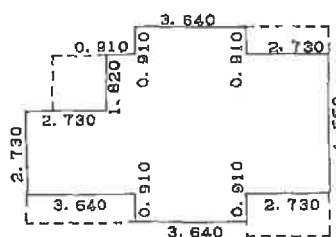


求積表

3.640	x	0.910	=	3.312400
5.460	x	2.730	=	14.905800
6.370	x	3.640	=	23.186800
6.825	x	2.730	=	18.632250

合計 60.037250
床面積 60.03㎡

2 階



求積表

2.730	x	2.730	=	7.452900
4.550	x	0.910	=	4.140500
6.370	x	3.640	=	23.186800
4.550	x	2.730	=	12.421500

合計 47.201700
床面積 47.20㎡

(会員専用)

作製者

縮尺

1/250

令和7年1月8日

福岡法務局

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局熱田出張所管轄)

建物間取図（概略）

S = 約 1 / 1 0 0

